

平成 21 年 11 月 16 日

IOSCO「販売時の開示に関する原則」市中協議文書の公表について

証券監督者国際機構 (IOSCO) の専門委員会は、市中協議文書「販売時の開示に関する原則」を公表した。

本文書は集団投資スキーム (CIS) について、リテール投資家に対する販売時 (Point of Sale) の情報開示に関する原則を提示している。

IOSCO 専門委員会は、金融サービス業者、市場参加者やその他関係者からの意見を求めている。

意見等の受付けは、2010 年 2 月 16 日までとなっている。

(概要)

本文書は、集団投資スキーム (CIS) について、リテール投資家に対する販売時の情報開示に関する問題を分析し、規制当局の課題についても言及している。本文書は、CIS や類似商品の適合性については分析しておらず、仲介者の全ての開示義務について説明又は対処することを意図するものではない。

市場における透明性、特に投資家への情報開示は、市場の効率及び公正性を確保するために、規制当局にとって常に優先度が高く、投資家が CIS に関する重要情報を投資前に検討できるよう、販売時の開示強化が重要である。先般の金融危機は、正確で理解しやすく有意義な開示の重要性をさらに強調することとなった。本文書、及び他の IOSCO のプロジェクトは、規制当局が金融商品の組成者及び仲介者双方に対する投資家の信頼の回復へ方向づけることに役立つはずである。

本文書では、販売時の開示について、下記の主要な点に関する分析を行っている。

- 開示規制が実際に、投資家・商品組成者及び仲介者の間の情報の非対称性に対処するのに効果的か
- 重要情報の要素とは
- どのように情報が提供され、数次に分けた情報提供アプローチが取られるべきかどうか
- 情報提供とは、厳密にはどう理解されるべきか
- どの時点で情報提供されるべきか
- 専門用語ではなく平易な言葉の使用
- 開示のフォーマット

提示された CIS の販売時の開示に関する原則案は下記のとおり。

原則 1

重要情報は、投資家に商品の基本的な利益、リスク、条件及び費用、ならびに当該商品を販売する仲介者の報酬や利益相反に関する開示を含むべきである。

原則 2

重要情報は、投資家が情報を検討し、投資判断を行う機会を持つために、販売前に投資家に無料で提供もしくは利用可能とされるべきである。

原則 3

重要情報は対象となる投資家に適切な方法で提供もしくは利用可能とされるべきである。

原則 4

重要情報の開示は、競合商品の開示情報との有意義な情報比較を容易にするため、平易な言葉で、簡略で、入手しやすく、比較可能なフォーマットで行われるべきである。

原則 5

重要情報の開示は、対象顧客に対して、明瞭、正確で、誤解を避けるべきである。開示は定期的に更新されるべきである。

原則 6

どのような重要情報開示を仲介者と商品組成者に課すべきか判断する際に、規制当局は開示される情報を誰が管理しているのかを考慮に入れるべきである。

加えて、本文書は重要情報の開示の検討について、下記の重要な点を挙げている。

- たとえ開示が義務付けられても、投資家が提供された情報を読まない又は理解しなければ、意図された効果を持たない。規制当局は、リテール投資家が金融リテラシーを強化し、投資関連書類を読む能力を付け、情報に基づいた投資判断を行うために、投資家教育を支援する方策を検討すべきである。
- 一般に、新たな開示要件の適切な有効性を見出すために、新たな開示要件は消費者テストあるいはアセスメント無しに課されるべきではない。
- 本文書で策定された原則は、非リテール投資家にも適用可能である。

以上